

月報

1986 3 月 號

シンガポール日本商工會議所

＜ 目 次 ＞

(1986年3月号)

交番システムのその後の状況と効果	(在シンガポール日本国大使館)	
	椎屋 法久	1
シンガポールのエアカーゴ業界について	(日本通運(シンガポール)株式会社)	
	内山 正敏	7
マレーシア……ジョホール港の概況	(大昭和製紙(株))高橋良一郎	16
会員紹介	(日本生命保険相互会社)	24
理事会の動き		25
お知らせ：労働安全衛生情報コーナー設置		33
Singapore Conferences on International Business Law		35
2月の主な経済記事		36
広報欄		42
資料案内		44
編集後記		46

交番システムのその後の状況と効果

在シンガポール日本国大使館

椎屋 法久

1. 交番制度の導入と現状

明治時代、我が国警察の生みの親、川路大警視は、日本警察のあるべき姿として、「音なしに聞き、姿なしに見る警察」という有名な言葉を残したが、まさにその警察の触角となったのが、当時、江戸時代の番所から発展した交番所である。

以来100有余年後の現在まで、交番制度は、日本の繁栄を支える縁の下
の力持ちとして、日本の治安を守り、先進工業国では他に例を見ない安全
な国を築き上げたのである。

「ジャパン・アズ・ナンバー・1」で絶賛された世界に類をみない、この
交番制度が、シンガポールに輸出されて早2年半の歳月がすぎ、シンガポ
ールの現状に合った新しい制度、N.P.P. (NEIGHBOURHOOD POLICE POST)制度
として、りっぱにこの地に根をおろしつつあることに、日本とシンガポ
ールの協力関係、発展の歴史を見る思いがし、日本人の1人として、嬉しく
又誇りに感じられる。

日本政府が、シンガポール政府の要請を受け、交番制度の指導を始めた
のは、1981年。それ以来数次にわたる専門家の派遣、約3年間にわたる
技術協力の成果として、1983年6月3日、当地の警察創立記念日を好日
として、キーボン交番所で開所式が盛大に行なわれた。シンガポール側か
らは、内務大臣、警察長官以下政府高官、国会議員、地域住民代表等、日
本側からは、当時の警察庁次長、JICA 関係者、大使館関係者他多数が出
席し、ここにシンガポール警察の新しい一頁が開かれたのである。

当初、住民からは、「何故警察が個人の生活に干渉するのか、何か取締
りを強化するのでは。」という不信と警戒の目で見られがちだったN.P.Pも、
次第に住民の間に融け込み、地域の自治組織とも協力しながら色々な防犯

キャンペーンや広報活動を通じ、また何よりもまして、交番所勤務員の地道な街頭活動により住民に親しまれるようになり、1985年12月の時点で、全国33箇所がすでに完成、1991年までに全国91箇所に設置を予定している。

NPP制度は、本来は日本の交番制度を元に創設されたものであるが、日本のそれとは多分に異なるところがある。

またシンガポール警察も、その点を強調し、単なる日本のコピーではなく、シンガポールの現状に合わせた、シンガポール独自のシステムとして発展させようと努力している。

例えば、管内の各家庭や事務所を訪ねる巡回連絡。日本では、同じ人種、同じ言語で通じる話も、ここ多言語多民族国家シンガポールでは、言語、宗教が一軒一軒ちがいで、そのため人種別居住人口に応じて、NPPにも、中国系・マレー系・インド系の警察官が配属されている。

各NPPは、INSPECTOR（警部）を長として、約30名前後の警察官が勤務し、日本の交番とは若干異なる3交代4部制の24時間勤務体制をとっている。

警らは、日本と同様、徒歩、自転車、単車によって行なわれ、従来のパトカーと徒歩の組合せによる警らに比べ、よりきめの細かな警らができるようになり、住民にとっても親しみやすく、“我が町のお巡さん”という感情もわいてきやすくなった様である。更に地域に密着した活動ができるようになったために、レスポンスタイム（現場到着所要時間）も格段に向上したのは言うまでもない。

NPPの建物自体は、たいていHDBの一階部分に入っており、多目的会議室、取調べ室、休憩室等をそなえたりっぱなもので、日本の交番よりは、はるかに広く、日本で言う警部派出所程の規模になっている。

装備は、日本のものとほぼ同じであるが、独特な装備としては、毒ヘビ捕獲用の蛇取り器や、倒れた木を切ったり、緊急時に人を救出するためのチェーンソー、夜間照明用の投光器、呼出し用のページャー（ポケットベル）等がみられる。

また、NPPは、地域の自治組織である防犯評議会、隣組自警組織、住民委員会等と密接な連携をとり、積極的に地域住民に融け込み、住民の強い支持と協力を得るよう努力も行なっている。

NPPでの取扱い事務も、日本とはほぼ同じであるが、変わったものとしては、盗難予防のために、時計、カメラなどの貴重品に小型ドリルで所有者の名前を刻ったり、住所変更届の受理なども行なっている。

勤務員の士気は、非常に高く、幹部の熱意のある態度には好感がもてる。人事管理の面にも細かく配慮しており、若い勤務員の生活指導のために、年配のベテラン幹部を何名かずつ配置している。

あるNPPの幹部は、「日本の警察では、部下の警察官の仲人や嫁さがしも幹部の仕事だそうだが、シンガポールではその心配はないから楽でいいよ。」と冗談まじりに話していたが、日本以上に個人主義の発達したシンガポールでは、部下の身上把握や生活指導にも日本とちがった苦勞がうかがえる。

2 交番制度導入の評価

交番制度の利点は、地域住民との良好な関係の形成のうえにあって、犯罪の予防捜査、検挙に有効であるという点にある。

シンガポールの様に、急速な都市化が進み、高層ビルが建ち、古い地域住民間の隣人関係が崩壊し、新しいコミュニティーが形成されつつある国にとって、交番制度はまさにうってつけの制度であると言える。

NPP制度採用前と、その後の犯罪発生率、通報件数、検挙率をトアパヨ警察を例にとって、比較してみると、だいたい次の様な点が明らかになってくる。

犯罪の発生率では、NPP採用前1年間と後1年間では、5.5%（105件）の増加があるが、全国平均7%に比べて低い増加率に押えられている。

また、被害届や犯罪情報提供等は、採用前に比べ採用後は、58%の増加を示している。これは、交番が住民の身近にでき、警察と住民の良好な協力関係が形成されるにつれ、それまでは届出すらされなかった軽微な犯罪や犯罪に関する住民からの情報数が、飛躍的に増大したことが原因となっている。

更に検挙数では、交番制度発足後1年間の外勤警察官の犯罪検挙数のうち、交番警察官の警ら中、又は職務質問による検挙数が44%と大きなウェイトを占めている。

交番導入後のトアパヨ署の外勤警察官の平均レスポンスタイム（現場到着所要時間）は、5分36秒であるが、交番所勤務員の平均は2分54秒である。

これは交番制度導入後における警察官の事件事故現場への到着が、格段に早くなっていることを示しており、それはそのまま検挙率の向上、住民の信頼感へとつながっている。

最近では、新聞への投書にも、「家の近くにNPPを早く建ててほしい。」という内容のものも出るようになり、住民から寄せられる信頼感の厚さを示している。

以上のように、交番制度から発展したNPP制度は、着実に効果を上げており、住民の信頼に十分に答えてきていると言えるようである。

このように、着実に地域に根をおろし、シンガポール警察の大きな力となりつつあるNPP制度の今後の大きな課題は、やはり人材の育成である。

91箇所のNPPに約30人ずつ配置するにしても、全部で約3000人の優秀で、訓練された警察官が必要であり、それら大量の警察官を採用し、短期間に訓練することは、非常な努力を要するが、これら人材の育成のいかに、今後のNPP制度の将来がかかっていると言っても過言ではない。

そのため、警察は、1983年には一般警察官の採用時の資格を、従来の3-“0”レベルから4-“0”レベルまで引上げ、優秀な人材の採用に力を入れると同時に、警察学校にも交番警察官の養成講座を設け、既に多数の警察官が講習を終了している。

3. NPPシンボルマークの公募

シンガポール警察は、1984年4月にNPPのシンボルマークを一般から募集し、当時419名の応募者があった。

残念ながら上位入賞者はなかったものの14名に賞が贈られ、それらの中から、アイデアが集められ現在のNPPのシンボルマーク（人が3人腕を

組んだ姿をシンボライズしたもの)ができあがったのである。

このシンボルマークの真中の制帽姿の人物は、POLICE の P を型どった警察官を表わし、腕を組んだ両隣りの人間は、N と P を型どった公衆を表わしている。

組んだ腕は、警察と住民の相互の協力と、犯罪に立ち向う友情と団結を表現している。

色彩では、青色は、国際的に警察を表わす色として広く採用されており、赤色は人類の同胞愛を表わす色であるところから、公衆を表わしている。

この2色のコントラストにより、警察と地域住民の近密な関係の発展を強調している。

背景の白色は、赤色と青色によくマッチし、又これら2色をきわだたせるために使われている。

このようにして、現在の有名な NPP のシンボルマークが採用され、街角の案内標識等に広く使われるようになったのである。

4. 交番から交通へ

わずか2年半の間に、地域住民の支持を受け、犯罪予防、犯罪検挙に効果を発揮した NPP 制度は、日本警察からも高く評価されただけではなく、マレーシア、ブルネイ等の東南アジア諸国からも関心をもたれ多くの警察官が視察に訪れている。

シンガポール警察の警察官の間では、「KOBAN」はすでにシンガポールの言葉と同様なひびきで用いられており、場合によってはタクシーの運転手の口から「KOBAN」という言葉を聞かされることもある。

既に「KOBAN」は、「SUSHI」、「SHABUSHABU」と同様、日本を代表する言葉となりつつある様である。

この成果を踏まえて、今シンガポール警察が、日本の協力を要請しているのが交通警察である。

年々増加する自動車、単車による交通事故に頭を痛めているのは、シンガポールも日本と同様であり、すでに両国の交通警察幹部による相互の視察も終え、今年からは、具体的な専門家の派遣や、研修員の受入れが行な

われる予定である。

シンガポール政府も交通関係の施設作りには特に力を入れており、ANG MO KIOの二輪車教習場、KAMPONG UBIの四輪教習場が既にオープンし、教習を開始している。

しかし、シンガポールでは長い間、ニュートン・サーカスのラウンド・アバウトに代表されるイギリス方式の交通制度が採用されてきており、それを全て日本の方式に切りかえる訳にはいかない。

まずは、運転者の安全運転教育の面から日本の方式を導入し、交番制度と同様、シンガポールの現状に合わせて実施していくのが最良の方法の様に思われる。

その他、交通取締の面からも、各種のアドバイスがなされており、日本人の神風ドライバー諸氏には、頭の痛い技術協力になりそうである。

5. 今後の技術協力

この様に両国の関係が親密になり、技術協力の成果があがる背景には、民間レベルでの長い歳月をかけて築き上げてきた信頼関係、協力関係があることを忘れてはならない。

日本企業が、長い歴史の中で、民間レベルでの星日関係に貢献し、シンガポール人の日本人評価を高め、信頼を得たことが、交番制度導入のきっかけとなり、又成功への原動力になっていると言っても過言ではない。

そういう意味では、交番制度の導入はシンガポールの日本への期待と信頼の表われであり、更に交番制度に次いで交通制度の導入の決定は、日本に対する以前にも増しての期待と信頼を示しており、この信頼に政府、民間を問わず十分答えていかなければならないであろう。

貿易摩擦や、関税問題等でこれから益々外国からの日本への風当たりが強くなる今般ユニークな技術協力の1つとして、交番制度、交通制度は大きな注目をあびており、今後の益々の発展を期待するものである。

シンガポールのエアカーゴ業界について

日本通運(シンガポール)株式会社
チャンギ空港支店長 内山 正敏

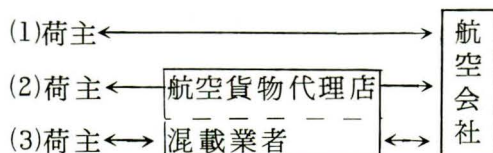
1. 航空貨物業界

航空貨物業界は大きく分けますと、荷主、航空貨物代理店及び航空会社から成っており、この相関関係を、特に我々航空貨物代理店の立場から貨物の流れに沿って説明しますと次図の様になります。



以上のことから航空貨物代理店 (AIR FREIGHT FORWARDER) は荷主と航空会社の中に位置し、混載業者 (CONSOLIDATOR) 及び通関業者 (CUSTOMS BROKER) を兼ねることが多く、各々、国により若干違いますが、シンガポールでは兼ねている業者がほとんどです。又、一般貨物と混載貨物 (CONSOLIDATED CARGO) の区分については次図の契約関係で区別、説明出来ます。

※ ←→ は契約関係を示すものです。



(1)、(2)一般（航空）貨物：航空会社の運送状（AWB）が発行され運送上
の責任は航空会社

※
(3)混載（航空）貨物：混載業者の運送状が発行され運送上の責任は混
載業者

↓
※複数荷主の貨物を1つにまとめ混載業者の貨物として航空会社へ流
れる。

2. 最近の航空貨物業界全般について

ここでは航空貨物代理店（混載業者）としての立場で話しを進めてまいり
ます。

全般的な航空貨物業界とその航空貨物動向をみてみますと、昨年から今年に
かけて、一般的に予想以上に需要が低迷しています。この要因としては、米
国景気の急激な鈍化とともに半導体、コンピューター、VTRなどに代表さ
れるハイテク製品群の需要後退、又航空貨物の中心となる電気、機械製品な
どが平均以上の減となっていることがあげられます。他方業界の環境として
は、荷主ニーズの高度化、多様化と共に経済環境のシビヤさをも、反映し、
今まで以上のコストダウンと、サービス面での強化を執拗に求められていま
す。加えて、特に今後の航空貨物業界は供給過剰、競争激化の年になりつつ
あり、業界紙では、1985年の輸送実績が前年度に比較し、6%強の増であ
るのに対し、総供給量（航空機の貨物スペース）の伸びは7%を越えており、
すでにオーバーキャパシティの状況が起こりつつあること、特に日米間の航
空輸送の自由化にも似た国際線複数社時代への突入で、これからも、供給量
は一挙に拡大するとみられています。

しかし、現実シンガポールで航空貨物にたずさわっている我々にとって前
述のマクロな流れは頭では分っていても、日常的な動向として、その日毎に
変化している航空貨物の流れは、その時の種々様々な要因で敏感に日々の航
空運賃に反映し、結局は航空貨物量＝需要、と航空機の貨物スペース＝供給
量により動いており、全体的な流れとは別に、時期的要因〔年間を通じある

一定の期間に多量に動く、季節流行商品及び投機商品〕、輸入国の政策的要因（輸入制限品目及び特惠関税品目の輸入枠、停止直前のかけこみ輸送）等がからみ、運賃よりスペース確保が先という状況もあります。又昨今、経済サイクルの流れの早さから荷主サイドでは以前より増して、迅速で確実な顧客サービス体制を確立し、自社商品の市場競争力を高める目的で、航空輸送を、利用する点が大きくクローズアップされてきていることです。このことは航空貨物代理店（混載業者）としての存在理由にもかかわることですが、前述いたしました、荷主ニーズの多様化、高度化とも関連し、荷主サイドのニーズが従来の“AIRPORT TO AIRPORT”から“DOOR TO DOOR”又は“WAREHOUSE TO WAREHOUSE”へと移っており、それに合せ、陸上、海上とも含めた総合輸送という点から、航空貨物輸送をみていかねばならない時期に来ている様です。このことは我々航空貨物代理店、とくに混載業者の側からすると、輸出入国の通関及びその特殊事情、ルート及び輸送手段の選定、荷主にとり商品競争力がある。運賃コスト等を配慮し指定された場所へ、限られた日数内で輸送、安全に完了することを求められていることとなります。具体的には海外ペリカン便サービス、着地での迅速な通関、配達システム（24時間オープン・オペレーション・システム）と海外組織網の整備となります。又、輸送手段の選定ということを基本的条件としてシンガポール経由のSEA & AIR輸送を始めとして、シンガポールから北米向けAIR & TRUCK輸送等々活発な商品作り、組織作りに動いております。

※シンガポール経由のSEA & AIR輸送とは現在日本からシンガポール経由でヨーロッパ各地へ転送しているシステムで、日本／シンガポール間は海上輸送（7日間）（海運部がチャンギ空港までの転送を担当）。シンガポール／ヨーロッパ各地へは航空輸送（2日間）（航空部が担当）、（ヨーロッパ各地での着地サービスは弊社海外法人が担当）、合計9日間で日本／ヨーロッパをつないでいます。

当SEA & AIR輸送のメリットとしては

○海上輸送のみを利用するのと比較し、所要日数が大幅に縮小出来る。

○航空輸送のみを利用するのと比較し、所要運賃がおおよそ半減出来る。

○全区間の海上輸送と比較し、運送時間短縮により販売競争力を強化することが出来る。又商品需要の発生した時適正量の発送が可能である。

○全区間の海上輸送に比較し、在庫投資や倉庫料の節減等、総合物的流通コストの節減をはかることが出来る。

このような商品作り、組織作りの背景には、今後の航空貨物業界は国際航空貨物マーケティングの取り組み次第で浮きも、沈みもする との基本的理解があり、その為、①輸送手段（航空機、船、トラック、鉄道又は各々の複合輸送）、②品目（品目別による市場細分化）、③荷主（荷主ニーズの多様化）、④仕向地（仲継地を含み、その地の通関、その他特殊事情、特定地域への集中混載化によるスケールメリットの追求）、⑤情報等について徹底的な分析とセールス手法の強化を目指さなければ苦境の克服は困難であるという自覚が業界の動きに拍車をかけているものだと思えます。特にシンガポールでは、若年労働者の賃金と生産性についての論議が当のシンガポールの人々の中で活発に行なわれている折いかなるビジネスでも利用者主体がマーケティングの本質である以上、日常航空貨物にたずさわっているスタッフのひとり、ひとりがその趣旨と環境とを理解し、利用者の立場になり、対応していくことが基本であることはいうまでもありません。

3. シンガポールの航空貨物の動きについて

DEPARTMENT OF STATISTICS SINGAPORE が発行している AIR TRANSPORT STATISTICS の最新統計が昨年 10 月分まで発表されており、これに基づき、過去数年間、10 月までの JAN-OCT の通算総数量 (TONNES) 比較で紹介していきますと(シンガポールを中心として)表 1 から輸出入 (LOADED & DISCHARGED) 航空貨物総量は 1985 年から、それまでの過去 4 年間の対前年度伸長率が 2 桁台 から急に 1 桁台、もしくはマイナスとなっており、その落ち込みの様子が分かります。輸出入別にみてもみると (A) 輸入総量 (DISCHARGED) については、1 桁台の 1.6 % の微増にとどまり、全体的に 1982 年をピークにし、逡減傾向になっています。又その商品構成上比較的、好不況等経済環境の変化に対し、影響を受けやすい混載航空貨物 (CONSOLIDATED CARGO) は

(表 1)

AIRCARGO DISCHARGED AND LOADED BY LAST 5 YEARS (JAN-OCT) (TONNES)

DISCHARGED AIRCARGO		1981	1982	1983	1984	1985
	TOTAL	82,247	99,149	118,892	135,964	138,159
			+20.55%	+19.91%	+14.35%	+1.61%
	Consolidated Cargo	24,009	30,095	40,932	47,155	46,988
			+25.34%	+36%	+15.2%	-0.35%
LOADED AIRCARGO	TOTAL	79,075	83,428	93,924	110,871	108,386
			+5.5%	+12.5%	+18%	-2.2%
	Consolidated Cargo	20,541	22,763	31,657	44,724	47,195
			+10.87	+39.95%	+40.33%	+5%

1985年、一挙に対前年度比でマイナス0.35%と急落し、航空貨物の中心となる、ELECTRONIC COMPONENTS がマイナス37% (表2参照) と急落していることが顕著な例といえます。1985年の商品別航空貨物数量(表2)についてその詳細を調べてみますと、機械、電気、事務機、テキスタイル等々全体的に落ち込んでおり、今後の不安材料になりますが、83年、84年、85年と恒常的に増加傾向にある肉、生鮮、野菜、果物、植物等の輸入増により1985年の航空貨物総輸入量は、はからずも1.6%増となっているものと存じます。

(B)輸出総量 (LOADED) について、1985年は今までの増加傾向に対し 急激にマイナス2.2%と落ち込み、商品構成の中で (表3参照) 北米の需要動向に非常に影響をうけやすい① OTHER NON ELECTRIC MACHINE

② ELETRONIC COMPONENTS ③ OTHER ELECTRIC MACHINERYが各々1985年は対前年度比 マイナス13%、マイナス42%、マイナス24%と軒並みマイナスとなり、又各年度別輸出総数量に対する前述の①、②、③が占める

(表 2) AIRCARGO DISCHARGED AND LOADED BY MAJOR COMMODITIES (DISCHARGED) TONNES

	Oct '83 Jan-Oct '83		%	Oct '84 Jan-Oct '84		%	Oct '85 Jan-Oct '85		%
TOTAL	12,292	118,892		14,115	135,964		14,050	138,159	
Meat	259	2,119	1.78	240	2,541	1.87	255	2,883	2.09
Dairy produce and eggs	200	2,188	1.78	287	2,385	1.75	363	2,841	2.06
Fish and other seafoods	629	5,546	4.65	939	8,646	6.36	868	9,437	6.83
Fruits and vegetables	680	14,906	12.54	1,057	17,284	12.71	1,454	20,248	14.66
Live animals and other foods	157	2,260	1.90	322	2,263	1.66	204	2,502	1.31
Beverages and tobacco	35	244	0.21	47	402	0.30	95	568	0.41
Hides and skin	11	91	0.08	23	162	0.12	15	133	0.10
Plants	16	316	0.27	8	180	0.13	12	287	0.21
Cut flowers	18	335	0.28	32	426	0.31	28	419	0.30
Other crude materials	18	177	0.15	32	332	0.24	44	361	0.26
Chemicals	75	751	0.63	110	929	0.68	69	693	0.50
Medicinal products	49	446	0.38	59	591	0.43	98	631	0.46
Perfumes and toilet preparation	31	264	0.22	35	220	0.16	31	304	0.22
Other chemical products	85	795	0.67	108	1,176	0.86	141	1,371	0.99
Textiles	194	1,630	1.37	173	1,613	1.19	126	1,569	1.14
Textiles articles and products	55	470	0.39	66	570	0.42	42	503	0.36
Metal and metal manufactures	88	1,061	0.89	75	895	0.66	70	754	0.55
Other manufactured goods	216	2,085	1.75	297	2,460	1.81	214	2,230	1.61
Office machines	132	988	0.83	177	1,439	1.06	121	1,333	0.96
Other non-electric machines	805	7,838	6.59	1,045	8,726	6.42	914	8,888	6.43
Electric power machinery	66	601	0.51	68	689	0.51	70	577	0.42
Telecommunications apparatus	93	771	0.65	146	1,031	0.76	122	976	0.71
Electronic components	700	5,438	4.57	792	7,801	5.74	518	4,962	3.59
Other electric machinery	452	4,504	3.79	542	4,668	3.43	487	4,776	3.46
Motor vehicles and parts	64	509	0.43	73	670	0.49	73	476	0.35
Aircraft parts	92	895	0.75	103	873	0.64	110	1,182	0.86
Vessel parts	65	615	0.52	50	622	0.46	50	510	0.37
Other transport equipment	1	37	0.03	3	32	0.02	13	37	0.03
Travel goods and footwear	134	1,551	1.30	92	1,459	1.07	87	993	0.72
Clothing	574	6,119	5.15	482	5,473	4.02	801	6,763	4.90
Scientific instruments	115	1,138	0.96	110	1,153	0.85	120	1,227	0.89
Watches and clocks	54	527	0.44	32	398	0.29	38	386	0.28
Musical instruments	69	530	0.45	50	430	0.31	37	366	0.26
Printed materials	400	3,692	3.10	399	3,504	2.58	411	3,598	2.60
Toys, games and sports equipment	53	372	0.31	41	366	0.27	21	199	0.14
Works of art	15	134	0.11	30	210	0.15	22	215	0.16
Other misc.manufactured articles	159	1,458	1.23	191	2,015	1.48	237	1,857	1.34
Personal effects and samples	218	1,856	1.56	205	1,912	1.41	204	2,120	1.53
Fish for aquaria	189	2,198	1.85	235	2,020	1.49	200	1,749	1.27
Consolidated cargo	4,889	40,932	34.42	5,312	47,155	34.68	5,246	46,988	34.00
Other cargo	137	505	0.42	27	243	0.18	19	246	0.78

(表 3) AIRCARGO DISCHARGED AND LOADED BY MAJOR COMMODITIES (LOADED) TONNES

	Oct '83	Jan-Oct '83	%	Oct '84	Jan-Oct '84	%	Oct '85	Jan-Oct '85	%
TOTAL	10,741	93,924		12,015	110,871		11,706	108,386	
Meat	180	1,326	1.4	146	1,476	1.33	142	1,745	1.60
Dairy produce and eggs	12	161	0.17	16	184	0.16	39	259	0.23
Fish and other seafoods	20	244	0.25	56	484	0.43	61	504	0.46
Fruits and vegetables	94	2,433	2.6	98	2,188	1.97	192	2,584	2.30
Live animals and other foods	66	780	0.83	99	773	0.69	101	870	0.80
Beverages and tobacco	61	716	0.76	81	774	0.69	76	721	0.66
Hides and skins	19	144	0.15	28	237	0.21	23	180	0.16
Plants	18	212	0.22	11	165	0.14	14	187	0.17
Cut flowers	100	823	0.87	100	818	0.73	79	699	0.64
Other crude materials	83	656	0.70	136	1,052	0.94	45	783	0.72
Chemicals	19	276	0.29	45	324	0.29	32	293	0.27
Medicinal products	94	889	0.95	81	789	0.71	103	936	0.86
Perfumes and toilet preparation	19	236	0.25	19	154	0.13	27	238	0.21
Other chemical products	117	1,127	1.19	113	1,512	1.36	133	1,198	1.10
Textiles	263	1,713	1.82	182	2,069	1.87	135	2,406	2.21
Textiles articles and products	32	315	0.37	45	433	0.39	33	380	0.35
Metal and metal manufactures	92	981	1.04	101	891	0.80	62	940	0.86
Other manufactured goods	272	2,471	2.63	309	2,745	2.47	270	2,672	2.46
Office machines	115	1,284	1.36	133	1,178	1.06	123	1,275	1.17
Other non-electric machines	826	8,061	8.58	808	8,079	7.28	686	6,956	6.41
Electric power machinery	79	702	0.74	66	709	0.64	76	774	0.71
Telecommunications apparatus	231	1,727	1.83	316	2,034	1.83	178	1,853	1.70
Electronic components	791	6,201	6.60	788	8,194	7.39	399	4,673	4.31
Other electric machinery	509	4,863	5.17	347	3,698	3.33	343	2,798	2.58
Motor vehicles and parts	176	1,569	1.67	348	2,299	2.07	263	3,024	2.79
Aircraft parts	102	986	1.04	124	1,307	1.17	94	1,276	1.17
Vessel parts	27	377	0.40	48	382	0.34	38	302	0.28
Other transport equipment	5	25	0.02	2	26	0.02	2	29	0.02
Travel goods and footwear	84	1,182	1.25	49	834	0.75	56	821	0.75
Clothing	315	3,403	3.62	272	3,396	3.06	317	3,150	2.90
Scientific instruments	146	1,425	1.57	131	1,336	1.20	128	1,438	1.32
Watches and clocks	30	380	0.40	30	286	0.25	33	308	0.28
Musical instruments	145	1,524	1.62	207	1,387	1.25	85	1,031	0.95
Printed materials	448	4,218	4.49	483	4,348	3.92	571	4,638	4.27
Toys, games and sports equipment	60	486	0.51	22	331	0.29	23	235	0.21
Works of art	16	115	0.12	21	143	0.12	11	137	0.12
Other misc. manufactured articles	167	1,384	1.47	101	1,322	1.19	151	1,270	1.17
Personal effects and samples	330	3,233	3.44	465	4,321	3.89	358	4,131	3.81
Fish for aquaria	367	3,334	3.57	332	3,221	2.90	352	3,191	2.94
Consolidated cargo	4,188	31,857	33.91	5,235	44,724	40.33	5,802	47,195	43.54
Other cargo	23	281	0.29	21	250	0.22	50	286	0.26

割合が、①が8.58% (1983)、7.28% (1984)、6.41% (1985)、②が6.6% (1983)、7.39% (1984)、4.31% (1985)、③が5.17% (1983)、3.33% (1984)、2.58% (1985)と逓減傾向を示しており、又全体的に1985年は急落している中で輸入とは逆に混載貨物 (CONSOLIDATED CARGO) が増加しているのは、航空貨物代理店 (混載業者) 同志の激しい低運賃競争の結果であり、混載貨物の差益をも、はき出しの形で低運賃を提供せざるを得ない業界のきびしい現状が想像出来ます。

(表4)

AIRCARGO DISCHARGED AND LOADED BY REGION JAN-OCT (TONNES)

AIRCARGO DISCHARGED		TONNES					
YEAR		1983		1984		1985	
REGION							
SOUTH EAST ASIA		29,798	25%	35,470	26%	34,497	25%
NORTH EAST ASIA		34,797	29%	38,335	28%	36,819	27%
(JAPAN	-X-	16,778	14%	15,152	11%	15,315	11%)
SOUTH ASIA		4,152	3%	5,571	4%	5,509	4%
WEST ASIA		2,583	2%	2,312	2%	1,296	0.9%
WESTERN EUROPE		20,419	17%	24,824	18%	24,482	18%
EASTERN EUROPE		104	0.08%	80	0.05%	172	0.12%
NORTH AMERICA		11,346	10%	10,731	8%	11,910	9%
OCEANIA		15,693	13%	18,639	14%	23,362	17%
OTHERS		NIL		NIL		112	0.08%
TOTAL		118,892		135,964		138,159	

AIRCARGO LOADED		TONNES					
YEAR		1983		1984		1985	
REGION							
SOUTH EAST ASIA		31,292	33%	34,318	31%	33,540	31%
NORTH EAST ASIA		17,920	19%	24,089	22%	23,918	22%
(JAPAN	-X-	7,463	8%	10,639	10%	7,382	7%)
SOUTH ASIA		5,167	6%	6,821	6%	6,747	6%
WEST ASIA		3,296	4%	3,414	3%	3,036	3%
WESTERN EUROPE		20,032	21%	22,010	20%	21,988	20%
EASTERN EUROPE		156	0.16%	172	0.05%	84	0.08%
NORTH AMERICA		7,664	8%	9,861	9%	8,837	8%
OCEANIA		8,393	9%	10,123	9%	9,989	9%
OTHERS		4	0.004%	18	0.07%	245	0.23%
TOTAL		93,924		110,871		108,386	

※ JAPAN AREA については NORTH EAST ASIA から抽出し、他 AREA との比較の為にここに表示しています。

(0)地域別航空貨物の動向（表4）特に航空貨物では当地シンガポールが近隣諸国へのデストリビュート・センターとしての機能を持っていることがこの表4からよくわかりますが、対 SOUTH EAST ASIA 及び NORTH EAST ASIA を合せた輸出入数量が全総量の半分以上を越えていること、又、WESTERN EUROPE 及び OCEANIA 地域が輸出入とも堅調に推移しており、コンスタントな市況を示しております。特に OCEANIA 地域からの輸入量が1985年の全総量の冷えこみに対し増加傾向にあり前述の肉、生鮮、野菜、果物、植物の輸入増とリンクしているものと存じます。又、1983年から1984年への輸出貨物の伸長は各地域平均して伸びてきているが、1985年には、日本 NORTH AMERICA 向けの輸出量が対前年度比（1984年）各々30%、10%減となり全輸出総量に占める割合でも、10%から7%へ減、（日本）9%から8%に減、（NORTH AMERICA）と、日本、北米への輸出量減が全体の輸出量の減少傾向に大きな影響力を与えているのが1985年輸出航空貨物動向の特徴となっています。

マレーシア---ジョホール港の概況

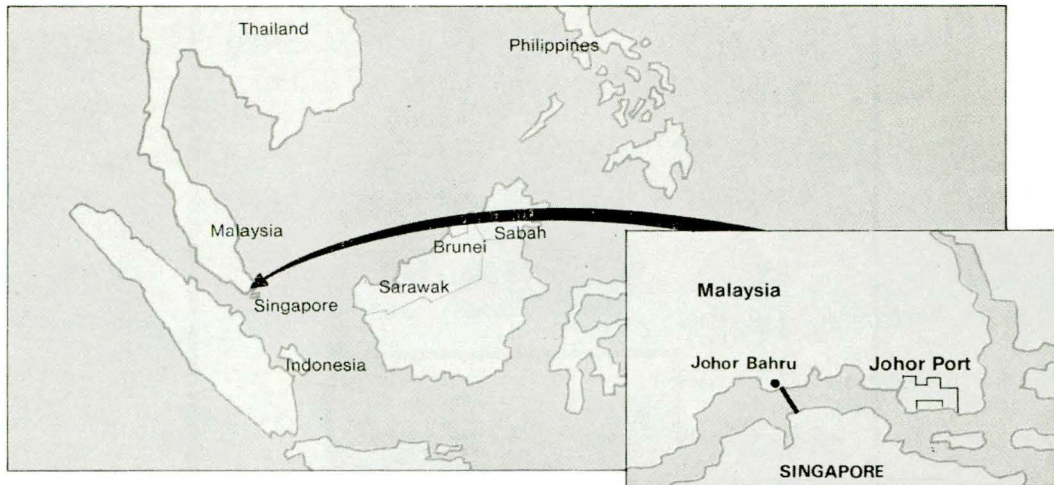
大昭和製紙（株）
高橋 良一郎

1. 始めに

マレーシアは、ゴム・パーム油・スズの世界一の産出国で、つい最近になって、石油や天然ガスをも産出するようになりました。位置的には、極東と欧州とを結ぶ重要な航路の要衝を占めています。1957年の独立時にはマレー半島に、ペナン港、ポートクランそしてシンガポールと3つの大きな貿易港があり、それぞれ、マレー半島の北西部・中西部・南東部の流通を担っておりました。幹線道路と鉄道は、これら3つの港と密接に関連して設計され敷設されたのです。シンガポールはその地理的有利性から、東南アジア近隣諸国の貨物集散地として発展を続けてきました。サバ・サラワク州の貨物も自然にシンガポール経由で輸出入されるようになりました。

1965年シンガポールがマレーシアから独立した後、マレーシア政府は、国内輸送システムや各種インフラを整備し、更に、いくつかの新らしい港を築き、商工業の発展に備えてきました。ジョホール港は、正にこのような期待と使命を負って誕生したのです。この港は、マレー半島南端のジョホール州（J州）にあり、J州の発展に深く係わっています。J州は平均気温が 24°C ～ 32°C の範囲にあり、年間降雨量は約2,000mmで、季節差はあまりありません。オイルパーム・ゴム・木材などの一次産品に恵まれ、これらを基盤に、様々な産業が生まれ育っています。製造業の育成には熱心で、多くの工業団地が造成され、既にマレーシアでセランゴール州に次ぐ第2位の工業規模を誇るまでに発展しました。この発展を支えているのが、マレーシアの南の玄関口であるジョホール港なのです。（参照「JOHOR PORT --- THE HEART OF SOUTH EAST ASIA」）

Johor Port — the heart of South East Asia

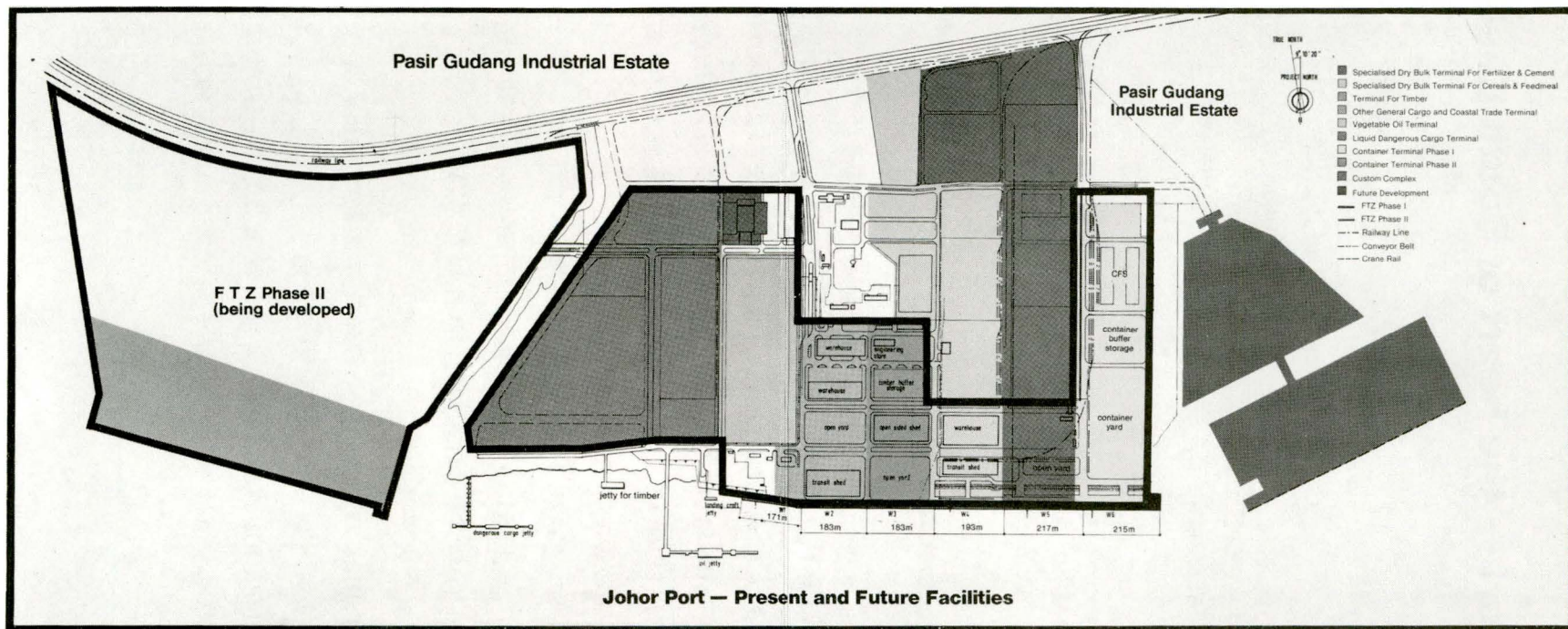


2. ジョホール港

J州の首都ジョホールバルー(JB)から東方約35 km に、パシールグダン工業団地があり、その一画に、ジョホール港があります。団地内には、マレーシアで最大の造船所である MALAYSIA SHIPYARD AND ENGINEERING、製鋼会社の ANTARA STEEL MILL、ブリキ板製造の PERSTIMA、石油採掘用設備製造の SIME SEMBAWANG などの大企業が顔を揃えています。

日系合併企業として、次の会社があります。

- (1) MSE (上述の造船所) 住友重機械工業
- (2) PERSTIMA (上述のブリキ板製造) 川崎製鉄、三井物産、川鉄商事
- (3) PACIFIC ACTIVATED CARBON (活性炭製造)
伊藤忠商事、太平洋金属
- (4) NEW PORT BULK TERMINAL (液体化学製品の輸出入と保管) 住友商事
(注) フリートレードゾーン内に立地
- (5) FELDA OIL PRODUCTS (パーム油の精製分別) 三井物産、旭電化工業
- (6) SETIA JAYA WOOD (製紙用木材チップ製造) 大昭和製紙、執行商事



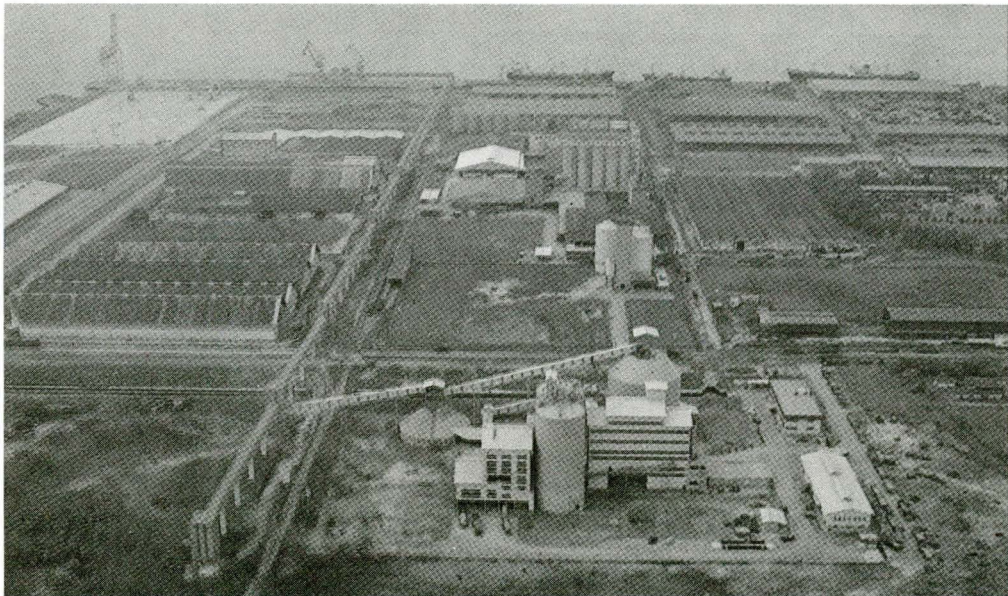
(注) 進出が古いので、借地でなく私有地。プライベートジェティをも保有。

ジョホール港は、1977年に開港して以後、マレーシアの重要な貿易港であるとの認識の基に、目覚ましく発展し続けており、この運営は、独立公共機関であるTHE JOHOR PORT AUTHORITYによって推進されています。

3. 実 績

開港以来、貨物取扱量や入港船数で、2桁台の成長率を維持しています。パーム油の輸出量、穀物・肥料の取扱量では、既に国内トップに達し、セメントの取扱量でも首位になろうとしています。

DRY BULK CARGO TERMINAL



1977年には僅か517千トンでスタートした取扱量が、79年には1,000千トンを超え、85年には3,000千トンを越えました。85年の成長率17%という数字は、沈滞ムードにある経済環境下での実績なので、おみごとと云えます。

これと対応して、入港船数も年々増加の一途です。77年の700隻に比べ、80年に1,600隻、85年には、2,870隻といった状況です。

4. 設 備

ジョホール港は、総延長距離 1.2 KM 及ぶ 6 つの埠頭からなり、一般貨物を始め、バラ荷やコンテナを扱う設備を有します。1985 年に全長 625 M の新しい岸壁が完成し、水深が、12.8 M あるので PANAMAX SIZE (G/W 80,000 Ton) の船が接岸できるようになりました。新バース 3 つの内、2 つでバラ荷を他の 1 つでコンテナを荷役します。

1987 年度中には、小麦・メイズ・大豆・パーム油・カスなどの穀物や飼料を扱う高度に特殊設計された荷役設備が完成します。具体的には、次のような設備です。

○コンベアーシステム 950 T/Hr

揚荷を岸壁から港頭内にあるユーザーの工場へ直接搬入したり、あるいは、積荷を港頭内特定倉庫から岸壁へ停泊中の船へ搬入できる。

○荷役機械設備 800 T/Hr

バラ積肥料やセメントの荷役には、次のような効率的な近代設備があります。

○コンベアーシステム 1,000 T/Hr

岸壁と港頭内にあるユーザーの倉庫とを連結。

○クレーン (LEVEL-LUFFING SLEWING CRANE) 400 T/Hr

○クレーン (LEVEL-LUFFING MULTI-PURPOSE CRANE) 400 T/Hr

○肥料揚荷役機械 (建設予定) 800 T/Hr

コンテナ用バースとヤードの設備は次のとおりです。

○クレーン類

GANTRY - CRANE (1) MULTIPURPOSE - CRANE (1) TRANSFER CRANE (2)

○その他機械

STRADDLE CARRIER (2) TOWING TRACTOR (10) TRAILERS (18)

○ヤード

コンテ－ヤード 58,000 M²

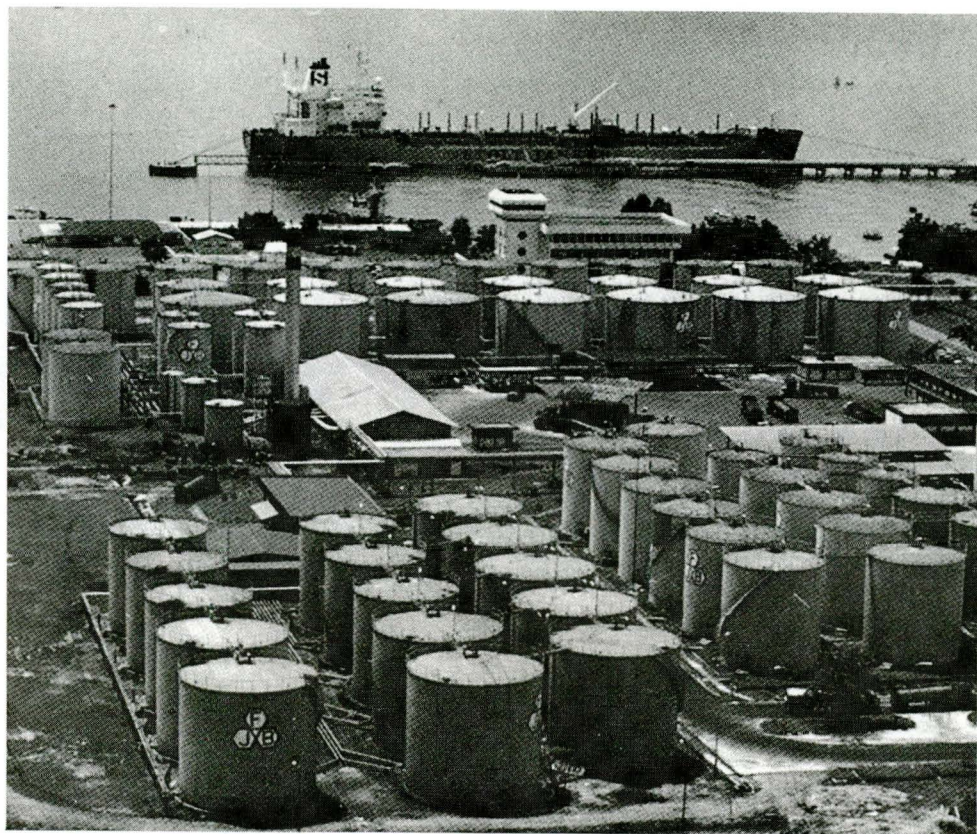
CFS 5,500 M²

○鉄 道

残りの600Mに3つのバースがあり、木材やサバ・サラワク両州との流
通用コンテナやその他一般貨物を取扱っています。水深は、外航船用の2
バースで11M、内航船用の1バースで5.5Mです。

液体貨物用として、L字型オイルジェティと可燃物用ジェティとがあり、
水深は、それぞれ10.5Mと10Mです。パーム油の貯蔵能力は、近隣地域内で最
大です。(参照「JOHOR PORT - PRESENT AND FUTURE FACILITIES」)

LIQUID CARGO TERMINAL



5. 関連インフラストラクチャー

ジョホール港は、各種インフラに恵まれています。道路は、JBとの間
に高速道路が通じ、鉄道も連結しています。電気・水道・電話も十分に利
用できます。テレックスも完全自動化されており、国際衛星通信網も利用
できます。JBの空港まで、車で僅か30分の距離です。同空港からKL
のクアラルンプール国際空港までジェット機で45分。そして、そこからは他の主要
国へとつながっています。

6. 保税地域 (FREE TRADE ZONE)

ジョホール港の大きな特徴の1つは、保税地域があることです。マレーシアでは初めての指定で、ジョホール港湾局の管轄です。輸出産業・中継貿易業・加工業・運輸産業・梱包業・倉庫業など様々な産業の育成がその狙いです。

ここでは、通関手続は最少限に抑えられ、商品に対しても免税または減税されるため、魅力的な優遇措置と云えます。

保税地域は、現在分譲中で、原料の入荷に便利・製品の輸出に便利・東南アジアの拠点の1つであることなどを有利に活用できる企業の工場や流通設備の進出が期待されています。現在、軽工業用の倉庫用地は利用可能で、今年度末(1986)までには、中軽工業用地として、新たに100 Ha整備される予定です。

7. 将来の貨物取扱いへの展望

ジョホール港は、現在、パーム油・穀物そして肥料の取扱いで、既に主要港となっており、更に、セメント・クリンカー・燃料および薬品の取扱いでも、その地位を確実に高めています。

今年(86年)3月には、コンテナも国際間のサービスを開始します。コンテナ商品の最大の目標は“ゴム”でこれによって一歩前進することになります。ココアは、時間はかかるでしょうが、将来は、有望な商品と見込まれています。

8. ジョホール港および工業団地の発展

パシールグダン工業団地は、今や海外からの投資家の注目を集めていますが、これには、J州政府の打ち出している各種の誘致優遇策が一役買っています。この優遇策を利用して、多くのハイテク産業や電子関連産業が活躍しています。

ジョホール港は、海外からの各種原料輸入や海外マーケットへの各種製品輸出の直接の担い手として充実に努め、コスト削減努力を続けることで、企業利益に貢献しています。

ジョホール港の保税地域は、工場や倉庫の敷地として魅力的な料金で公

募中です。

以上、ジョホール港の概況として港湾局の宣伝用紹介書を邦訳し、ご報告いたします。

なお、より詳しい情報収集には下記へご連絡願います。

JOHOR PORT AUTHORITY / GENERAL MANAGER

TEL: 07-512601-8, TLX : JOPORT MA 60192



会 員 紹 介

* NIPPON LIFE INSURANCE COMPANY

(日本生命保険相互会社)

所 在 地 : 6 Battery Road #16-07,
The Standard Chartered Bank Building
Singapore 0104

電話番号 : 2242727

設 立 : 1985 年 11 月 (登記)

形 態 : 駐在員事務所

代 表 : 松岡 昭任 (駐在員事務所長)

Mr. A Matsuoka (Chief Representative)

従業員数 : 2 名、日本からの派遣社員 1 名

事務内容 : シンガポールを含む ASEAN 諸国の金融投資市場及び保険市場
の調査研究、情報収集。

[会社の特色]

1. 当地域へ円ローン、証券、株、不動産といった形で長期的且つ効率的
投資を行なう調査、活動拠点としたい。
2. 本社の国際保険ネットワークを通じ、当地域で活躍する日系企業の従
業員福祉充実をお手伝いする際の活動拠点としたい。

理事会の動き

第198回 1986年1月14日(火)

正午～午後1時

議 事：

1. 前回議事録承認

異議なく承認された。

2. 審議事項

(1) 在星関係機関との懇親ゴルフ大会開催(案)について

事務局より、在星関係機関との親睦を深めるため昨年に続き第2回在星関係機関との懇親ゴルフ大会を開催したい旨提案し、審議の結果、以下の通り決定した。

日 時：1986年3月中旬以降

集 合：午後1時

スタート：午後1時30分

場 所：SICC 4コースのうち何れかを予約

案 内 先：次の各機関の代表2名を招待する

(招待先)

SINGAPORE FEDERATION OF CHAMBERS OF COMMERCE & INDUSTRY

SINGAPORE CHINESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY

SINGAPORE INTERNATIONAL CHAMBER OF COMMERCE

SINGAPORE MANUFACTURERS' ASSOCIATION

SINGAPORE MALAY CHAMBER OF COMMERCE

SINGAPORE INDIAN CHAMBER OF COMMERCE

SINGAPORE NATIONAL EMPLOYERS FEDERATION

AMERICAN BUSINESS COUNCIL

BRITISH BUSINESS ASSOCIATION

GERMAN BUSINESS GROUP

SINGAPORE ISLAND COUNTRY CLUB

(本所側)

理事、名誉会頭、顧問、監事、オブザーバー

参 加 費：無料(グリーン・フィー及びキャディフィーも昨年同様本

所負担とする)

賞品：（団体戦） 優勝カップ（持ち回り）
（個人戦） 1、2、3、4、5、10、20、30位、BB
競技方法：（団体戦） 2人1組で STABLE FORD RULE により競う。
なお、本所からは代表1チームを選び合計
12団体12チームで団体戦を競う。
（個人戦） NET SCORE により競う。

懇親会：競技終了後、クラブ・ハウスにて賞品授与並びに懇親会開催

予算：S\$ 4,000

なお、開催日の決定、ゴルフ場の予約、その他の詳細については田本副会頭に一任することになった。

(2) 会員懇親パーティー開催要領（案）について

事務局より恒例の会員懇親パーティー開催要領（案）について、以下の通り説明し、異議なく承認された。

日時：1986年3月21日（金） 午後7時～同9時

場所：マンダリン・ホテル（予定）

パーティ形式：立食

服装：カジュアル

案内先：全会員（御夫妻）

橋本大使御夫妻はじめ日本大使館の関係者

JETRO

日本人会

日系報道関係者

JUGAS 幹事

次第：開会挨拶 榊原会頭

ご来賓ご挨拶 橋本大使

司会役：総務担当理事

予算：S\$ 25,000.

(3)本所会議室の PARTITION の改修について

事務局より本所会議室の PARTITION の改修について以下の通り提案した。

(a)現在の PARTITION は壊れていて使用不可能のため、軽くて取り扱い易いものに取り替える。

(b) PARTITION の改修工事はかって事務局の内装工事を担当した鹿島建設に依頼する。

(c)所要経費は見積書の提出後でないと確定できないが、およその S \$ 3,000 ~ S \$ 4,000 と見込まれる。

審議の結果、同一時間帯に2つの会議を開催したり、小人数の会議の際に PARTITION が必要なこと、また現在の予算から所要経費を十分捻出できることから、異議なく了承された。

(4)CHINESE NEW YEAR HOLIDAY 中の本所事務局の休館について

CHINESE NEW YEAR HOLIDAY を利用して事務局スタッフがマレーシアに帰るため、2月8日(土)から同12日(水)まで事務局を休館とすることで了承された。

3. 報告事項

(1) CPF の取り扱いに関する経営者団体合同会議について

1月10日開催の標記会議に本所代表として出席された大塚理事より概略以下の報告があった。

すなわち(a)今後3年間にわたり CPF 拠出金のうち企業負担分を現行の25%から10%に引き下げる、(b) CPF の対象となる月給の上限を ADDITIONAL WAGE も含めて S \$ 6,000 とする、との内容を、16の在星経営者団体の総意として SNEF がとりまとめ、リー・ヨック・スアン労働大臣代行に1月13日に提出した。

(2)1986年度賃金改定調査結果について

事務局より配布資料にもとづき昨年12月に実施した「1986年度賃金改定調査結果」について報告した。なお、本調査結果は「月報2月号」に掲載する予定である。

(3)中華総商会正副会頭との夕食懇談会について

榎原会頭より1月8日に本所と中華総商会の正副会頭による夕食懇談会を開催し、最近の経済情勢やCPF問題等について種々意見交換するとともに親睦を深めたとの報告があった。

4. 部会・委員会等開催報告

(1)部 会

12月18日(木) 繊維分科会
12月26日(木) 流通サービス部会幹事会
1月9日(木) 第二工業部会幹事会

(2)委 員 会

12月19日(木) 経営研究委員会
19日(木) 第15回 JCCI-NPB PERMANENT DIALOGUE
COMMITTEE
1月10日(金) 広報委員会

(3)懇 談 会 等

1月8日(水) 中華総商会正副会頭との夕食懇談会

5. 入 ・ 退 会

下記の入・退会について審議した結果、以下の通り決定した。

(1)入 会 (2社)

◎ NIPPON LIFE INSURANCE COMPANY “A”
◎ TOPPAN MOORE SYSTEMS (S) PTE LTD “C”

(2)退 会 (1社)

◎ KURIMOTO LTD

6. 会 計 報 告

1985年12月分の会計報告として、吉永財務委員作成の会計報告書を理事会出席者全員に配布した。

以上

理事会の動き

第 199 回 1986 年 2 月 18 日 (火) 午後 12 時 30 分～同 2 時 30 分

議 事：

冒頭、桜井氏から来賓としてご臨席いただいた MAH BOW TAN NPB 長官の紹介があり、昼食後、同長官からご高話を拝聴した。

NPB の今後の方針の中で MAH 長官は次の 3 分野に重点を置くことを強調した。

(1) PROMOTION:

シンガポリアンが生産性向上の重要性を認識し、進んで訓練を受けるよう啓蒙活動を引続き展開する。

(2) ASSISTANCE:

企業が生産性向上を図れるよう訓練計画作成などの面で積極的に支援する。
また、特に中小企業の相談に応じるため NPB に MANAGEMENT GUIDANCE CENTRE を設置する。

(3) MEASUREMENT:

各企業で生産性を測定し、賃金決定過程において生産性を反映する仕組みを構築し、普及促進する。

MAH 長官の説明に関する若干の質疑応答後、最後に榊原会頭より同長官に御礼挨拶があり、NPB 長官との昼食懇談会は予定通り終了した。

1. 前回議事録承認

異議なく承認された。

2. 審議事項

(1) 1985 年度収支見通しについて

非常に厳しい経済情勢にもかかわらず会員数の減少をみずに推移してきたことから収入が予算比 S\$35000 増加する一方、支出が S\$45000 減少の見込みであり、経常収支の繰り越しは予算比 S\$80000 増の S\$125000 に達する見込みである旨、事務局より配布資料にもとずき説明した。

そして剰余金の活用策としてファクシミリの導入、複写機の買替え及び経済委員会報告書の日本語版を出版し会員に無償配布してはどうかとの事務局案が異議なく承認された。

(2) ファクシミリの導入について

事務局より本所通信手段の現状と問題点を説明するとともに、今後会員や内外の関係機関との通信の正確さ並びに迅速性を期すため既に多くの関係先が保有するファクシミリを導入したい旨提案した。購入価格はS\$6000-7000程度であり、本所財政状況からみて購入可能である上、OA機器として85会計年度中に100%減価償却でき節税対策にもなることから異議なく承認された。なお、購入方法は入札の形式をとることになった。

(3) 複写機の買替えについて

現在使用中の複写機が購入後5年を経過し、処理能力及び各種機能面でも充分とはいえなくなってきた。そこで現在使用中の複写機を下取りすることを条件に現行機種と同じメーカーから新機種を購入することが承認された。

(4) 中央労働災害防止協会から供与された図書・視聴覚機材の利用・貸し出し内規について

このたび中央労働災害防止協会から供与された図書及び視聴覚機材の閲覧・貸し出しサービスを行う労働安全衛生情報コーナーを本所事務局内に設置することになり、その利用・貸し出し内規を事務局にて作成した。

審議の結果、利用・貸し出し内規は原案通り承認され、会員に対しては3月号月報で労働安全衛生情報コーナーの設置を知らせることとなった。

(5) 1986年度日本／シンガポール労使関係セミナーについて

労使関係セミナーの一環として20名のシンガポリアン研修生を日本に派遣する時期を1986年度は7月13日(日)～同月20日(日)とし、日本在外企業協会に連絡することとなった。

(6) アセアン地域日本人商工会議所事務局代表者会議について

第2回アセアン地域日本人商工会議所事務局代表者会議を3月6日(木)～同8日(土)にシンガポールにおいて開催したい旨、事務局より提案し異議なく承認された。

3. 報告事項

(1) 中華総商会主催第19回慰霊祭への参列について

日本軍占領時代の犠牲者のための標記慰霊祭が2月15日開催され、本所から榊原会頭、長野副会頭、西田事務局長が参列するとともに、花輪を捧げた。

(2) 会員懇親パーティについて

会員懇親パーティは3月21日(金)午後7時からマンダリンホテルのマンダリンコートで開催することとなった。

(3) 在星関係機関との懇親ゴルフ大会について

在星関係機関との懇親ゴルフ大会は3月25日(火)午後1時からSICCのSIME COURSEにて開催することになった。

競技方法は、団体戦については2人1組でSTABLE FORD RULEにより競い、個人戦はNET SCOREにて競う。

4. 部会・委員会等開催報告

(1) 部会

1月20日(月)	流通サービス部会
2月7日(金)	第一・第三工業部会合同会議
2月13日(木)	第二工業部会

(2) 委員会

1月16日(木)	経営研究委員会
2月14日(金)	広報委員会
2月18日(火)	運営担当理事会

(3) 懇談会

1月22日(水)	甲府商工会議所一行
2月6日(木)	税務会計セミナー

5 入・退会

下記の入・退会について審議した結果、以下の通り決定した。

(1) 入会（2社）

◎ NANSHU ENGINEERING PTE LTD “C”

◎ LION HOME PRODUCTS PTE LTD “A”

(2) 退会（3社）

◎ HITACHI Zosen CORPORATION

◎ JAFco INTERNATIONAL (ASIA) LIMITED

◎ FUJITA CORPORATION

(3) 2月18日現在の会員数：465社

6 会計報告

1986年1月分の会計報告として、吉永財務委員作成の会計報告書を理事会出席者全員に配布した。

7 その他

このたび帰国されることになった斉藤監事（富士銀行）からご挨拶があった。また、同監事の後任の選任については3月度理事会で審議することとなった。

労働安全衛生情報コーナー設置のお知らせ

シンガポール日本商工会議所

このたび中央労働災害防止協会から供与されました労働安全衛生に関する図書及びビデオ教材（表1参照）の閲覧・貸出しサービスを行う労働安全衛生情報コーナーを本所事務局内に設置いたしました。

また、オーバーヘッドプロジェクターに使用する原稿作成に便利なレタリング・システムとサーモファックス、またビデオカメラも同コーナーに備えていますので、利用ご希望の方は事務局スタッフにご相談下さい。

1. 図書・ビデオ教材利用要領

a. 会員に対し無料貸出しサービスを行う。

b. 利用時間は以下の通り

月曜日～金曜日 9:00～12:00、 13:30～17:00
土曜日 9:00～12:00
（日曜日及び祭日は閉館）

c. 貸出し・返却要領

- 受付に備えてある図書・ビデオ教材等貸出台帳に所定事項をご記入の上、係の承認を得る。
- 貸出期間 7日以内
- 貸出冊数 1社当たり5冊以内

d. 罰則

- 借りた図書・ビデオ教材を紛失した場合、同一内容の図書・ビデオ教材を購入して返却するか、購入価格相当額を本所に支払う。
- 貸出期間を過ぎても返却しない場合、本所は以後の貸出しを断ることがある。

2. 視聴覚機器利用要領

a. レタリング・システム及びサーモファックスの利用は本所事務局内とし、外部への持ち出しは認めない。

b. ビデオカメラの貸出しは以下の通り

- 貸出期間 3日以内
- 受付に備えてある図書・ビデオ教材等貸出台帳に所定事項を記入の上、係の承認を得る。
- 故障した場合には、完全に修理した後、本所事務局に返却する。また、紛失した場合には、同一機種（不可能な場合には類似機種）を購入して、本所に返却する。

c. 視聴覚機器の利用時間は図書・ビデオ教材と同じ。

図 書 名	CODE NO:	図 書 名	CODE NO:
労働安全衛生規則	22007	あなたの職場の安全点検	24504
英文労働安全衛生法令集	22005	労働災害と損害賠償	24601
労働安全衛生規則の解説	22116	実践的安全教育技法	24603
じん肺法の解説(改定版)	22013	(改) 低圧電気取扱安全必携	23119
粉じん障害防止規則の解説	22111	職場メンタルヘルスの進め方	26143
化学プラントの安全	23122	(改) これからの衛生管理	23213
産業用ロボットの安全管理	23125	(新) 衛生管理(法令編)	23215
新入者安全衛生テキスト	23101	〃 (管理編)	23216
安全管理の実務	25136	酸素欠乏症等の防止	23205
新入者安全衛生教育	23102	有機溶剤中毒予防の知識と実践	23224
(新) ガス溶接作業の安全	23105	製造業における作業環境騒音の管理	23222
(新) 安全用語辞典	25125	ライン管理者のための衛生管理読本	26136
(新) 危険・有害物便覧	26142	企業内健康増進運動の進め方と事例	26133
(新) 労働衛生用語辞典	26118	有機溶剤作業者の健康管理の進め方	26137
グラインダ安全必携	23110	(改) 産業安全の手引	25122
木材加工用機械作業の安全	23111	職長の安全衛生手引	25126
(新) 職場の安全読本	25111	安全衛生保護具の選び方・使い方	25130
新・安全のスタート	25117	監督者のための衛生管理読本	26131
ファミリーの危機	24402	家庭の防火チェックポイント	24308
(新) 経営と安全衛生	25121	不安全行動災害ゼロへの挑戦	24505
中小企業の経営と安全衛生	25128	職業性疾患事例集	26115
安全人間工学	25132	(新) プレス作業安全必携	23114
安全活動の評価	25134	新しい安全の科学	25507
安全衛生の話(2)	24102	安全のための心理学	25508
〃 (4)	24104	セーフティ・アセスメントの解説	22114
〃 (5)	24105	ゼロ災小集団の問題解決(1)	24026
〃 (7)	24107	全員参加の整理整頓(1)	24043
〃 (8)	24108	やってよかったゼロ災運動(1)	24036
〃 (9)	24109	〃 (2)	24037
〃 (10)	24110	労働災害要因の調査・分析と対策	24604
(新) 職場の衛生読本	26111	(改) 有機溶剤中毒予防規則の解説	22104
ゼロ災害運動と組織づくり	24001	安全のための行動科学	25509
働く人の健康づくり	24503	(改) アーク溶接等作業の安全	23107
		(新) 労働災害の事例と対策	25133
“まさか” 災害	24401	家庭の安全読本	24310
体力テストの実際	24309	家庭の安全週間	24304
(改) 労働安全衛生規則の解説(4)			22102
(改) 〃 (5)			22103
(新) フォークリフト運転士テキスト			23106
局所排気空気清浄装置の標準設計と保守管理(上)			26140
〃 (下)			26141
(改) 特定科学物質等障害防止規則の解説			22112
(改) 電離放射線障害予防規則の解説			23203
(改) 高圧・特別高圧電気取扱者安全必携			23112
ショベルローダー等運転士テキスト			23121
粉じんによる疾病の防止(作業用)			23217
〃 (指導者用)			23218
管理・監督のための衛生管理ハンドブック			26505
労災保険特別加入(海外派遣者の加入から補償まで)			c2032

★★設置視聴教材

(ビデオ教材)

イ. 新入者の安全

ハ. 腰痛を防ぐには

ホ. 職場のストレッチ体操

ロ. 明日への健康

ニ. 粉じんによる疾病の防止

以上

お知らせ

SINGAPORE CONFERENCES ON INTERNATIONAL BUSINESS LAW

Current Development in
International Securities, Commodities And
Financial Futures Markets
1--3 September 1986
Shangri-La Hotel, Singapore

This conference will interest Lawyers, Bankers, Brokers and all professionals. The three-day conference will concentrate on issues relating to international capital markets and their impact on domestic regulation. Commodities and Financial futures will be dealt with on the final day.

An outstanding panel of speakers from USA, CANADA, UK, SWITZERLAND, JAPAN, HONG KONG, SINGAPORE AND MALAYSIA will address the conference in English.

Previous conferences in the series have attracted over 150 participants from 15 countries. A full social programme will be provided, and optional tours of Singapore are available. Singapore is an ideal jumping off point for holidays in the Asian region.

The conference is organised by the International Faculty for Corporate and Capital Market Law, and by the Faculty of Law, National University of Singapore, Kent Ridge, Singapore 0511, (Tel: 772-3601, Miss June Chiang) to whom enquiries should be directed.

2月の主な経済記事

2月5日

- 一昨年の当地公共土木工事の請負契約を見ると、その過半数が外国建設会社によって請け負われている。昨年上半期に入って地元建設会社の活躍が目立ったが、1件で2000万Sドルを超える契約については地元企業が単独で請け負ったものは1件もなかった。

シンガポール建設業者連盟の公報誌によれば、一昨年、外国建設会社は総額18億5800万Sドルの公共土木契約の43%を獲得、また全契約総額の23%を占める合弁契約の項目でも少なくともその半額に相当する契約分を外国建設会社が占めている。これに引き替え地元建設会社が獲得した契約額は全体33.6%にすぎなかった。

1件で2000万Sドルを超える契約カテゴリーについて見ると、外国請負業者が全体の60.8%（8億120万Sドル）を占め、地元請負業者の占有率は6.7%にすぎない。また、すべての合弁契約はいずれも1件2000万Sドルを超える契約である。

1件が100万～2000万Sドルの契約では地元請負業者の活躍が目覚しく98.3%（3億3700万Sドル）の契約を獲得している。しかしその額は外国請負業者が1件2000万Sドルを超える契約で獲得した契約総額の半分に達していない。

昨年上半期には地元請負業者が公共土木工事契約総額の34%（3億180万Sドル）を獲得、外国請負業者の獲得額は17.4%（1億5400万Sドル）にとどまった。残りは合弁契約。しかし1件2000万Sドルを超える契約では、外

国請負業者の獲得額が23.4%を占めたのに対して、地元請負業者は1件も獲得できなかった。同カテゴリーでは合弁契約額が全体の76.7%を占め、外国請負業者は同カテゴリー内でも比較的大きな比重を占めている。

- 13日
- 中央積立基金（CPF）貯蓄総額は昨年末現在268億Sドルの新記録となった。昨年は納入額に対し引出額が少なかったため、前年に比べた貯蓄額の純増は42億Sドル（18.3%増）と記録的な伸びだった。

昨年中のCPF納入額は前年に比べ11%増の60億Sドル。これにひきかえ、昨年一年間で34億Sドルしか引き出されず、年率にして4%の減少を見た。

CPFの雇用主納入率を現行の25%から15%ポイント削減し、10%に引き下げる提案が実行された場合、1985年の年間納入額60億Sドルを算定の基礎とすれば、年間18億Sドルの納入額減少になる。その他、低賃金政策も影響して、今年のCPF貯蓄額の伸びは期待できそうもない。

- 17日
- リー・シェンロン通産兼国防担当国務相を長とする経済委員会は12日、同委員会の経済報告書および提案をトニー・タン通産相に提出、トニー・タン通産相は同報告書をただちに内閣に送り、その検討に委ねた。

13日記者会見したリー・シェンロン国務相によると、経済委員会は同レポートの中で中央積立基金（CPF）雇用主負担分の納入率を向こう2年間、今日の25%から10%に引き下げるよう提案している。同措置により賃金コストは12%減少し、国内経済体系に15億Sドルの資金を注入したのと同様の効果が期待できるという。

経済委員会はシンガポール経済を再活性化するために、このほか短期および長期性の多数の提案を行い、将来の経済発展に向けて新方針を提起している。以下、その主な提案を拾って見ると：

- 1) 法人税率の40%から30%への引き下げを即時実施し、時期を見てさらに同税率を25%まで引き下げる。
- 2) 法人税率の調整に対応して個人所得の最高税率を引き下げる。これに伴い個人所得税率構造の再調整も行なう。
- 3) 企業の設備購入や投資を奨励するため、機械設備投資に対して30%の税制優遇措置（税控除）を適用する。
- 4) 公共民間両部門は向こう2年間、賃金の上昇を厳しく抑制するとともに、CPF納入率の引き下げで手取り給与が増加することがないよう確保する。
- 5) 将来景気が回復した際に賃金が再び急騰することがないように、労使は協力して賃金構造の改革をはかる。その際、固定的な賃金制度を廃棄し、定期昇給ワクを縮小、より柔軟な賃金制度を導入する。
- 6) 政府部門や法定機関の各種料金を引き下げ、生産性の上昇や燃料価格の値下がりに伴う利益を国民に還元する。

リー国務相は記者会見の席上、こうした一連の減免税措置や投資補助により、政府の税収は年間約12億Sドル減少するとし、こうした不足を補うために政府が販売税や付加価値税等の間接税の導入を検討していると語った。

上記のようにCPFカット分（15億Sドル）と減税・投資補助分（12億Sドル）を加えると、政府は景気回復のための短期措置として年間27億Sドルを経済に注入することになる。このうち法人税減収分は推定6億Sドル。ちなみに政府は昨年すでに景気対策として9億5000万Sドルを注入する措置を取っている。

記者から今年第1四半期の経済成長見通しを問われたリー国務相は、昨年第4四半期の-4.5%より更に悪い-5%の予測値を明らかにしたが、1987年にはプラスの成長率を回復できよう、もし経済委員会の勧告が十分に実行されるなら

ば、将来4～6%の成長率を維持できよう、と楽観的見通しを語っている。

- 20日 ●シンガポール建設業者連盟は政府に対し、外国建設業者による不公平な競争を抑えるため、外国建設業者の登録を制限するよう要求した。

伝えられるところによれば、不動産市場諮問委員会は最近政府に提出した報告書に同連盟の要求を盛り込んでいるという。

建設業界筋によると、外国企業はシンガポールの建築工事入札の際、常に自国の親会社や政府を後盾にし競争力を強化している。そのため財力等の条件が微弱な地元企業はいつも不利な立場に立たされている。

外国建設業者がシンガポール公共事業を入札する際は建設業開発局に登録することが必要だが、建設業者連盟は同局がこの登録を制限するよう訴えている。不動産市場諮問委員会も、最近の経済不況で工事数も減少している現状では、こうした訴えが承認されるべきだと答申していると言われる。

地元建設業者が公共工事を請け負う際には入札価格面で5%の優遇マージンが適用されるが、同連盟は優遇額が全工事を基に計算されるべきで、業者が請け負う部分から計算されるべきではないとしている。一般的に総建設費は建築工事費と機械・電気設備工事費を含んでいるが、ショッピング・コンプレックスを例にとれば、機械・電気設備工事費は全体の3～4割を占めている。そのため建設業者の請け負い部分から優遇額を計算すれば、かなり少なめな額となる。

同時に同連盟は500万Sドルの優遇額の上限規定を取り払い公共工事入札の際会員会社をもっと有利な立場に置くよう提案している。

- 24日 ●全国労働組合会議（NTUC）のオン・テンチョン書記長（第二副首相）は20日組合関係者との会議で、「総括的な賃金交渉ガイドラインを作成し、政府の賃金政策が決定次第、発表する」と語った。

この動きは、経済委員会の賃金制限勧告案に鑑みて、団体賃金交渉に臨む際の労働側の立場を固めておこうというもので、ガイドラインは企業の収益性に基づいて次の3つの企業カテゴリー別に作成される。

◎赤字経営の企業：現労働協約で決定されている年次昇給率の引き下げ、または昇給凍結も甘受する。

◎収益増大の企業：年次昇給を今まで通り要求する。

◎赤字経営ではないが、収益減少の企業：年次昇給を要求すべきだが、その幅については、経営状態に見合ったものとする。

またNTUCは賃金制限に対しては、1年間を単位に見直していくという姿勢を取り、経済委員会が提唱している2年間の賃金制限策に対して基本的に合意している。

- 19日に開催された「賃金と生産性」のフォーラムで全国労働組合会議（NTUC）のオン・テンチョン書記長（第二副首相）は「企業の業績悪化に対して、高賃金体系や低生産性のみが批判されるのは誤りで、投資判断を間違った経営者側にも同等の責任がある」と述べた。

これは経済委員会の賃金に関する勧告案に対抗したものの。同委員会はシンガポールの国際競争力の喪失や、法人収益の減少は生産性に不釣り合いな高賃金体系に起因していると主張し、1979～1984年の間、生産性が4.6%上昇したのに対し、賃金が6.5%上昇と、賃金上昇率が生産性上昇率を上回ったことを上げた。それゆえ、同委員会では、賃金政策をたてる際、賃金が生産性を上回るべきではないことを原則にする、と勧告した。

しかし、この勧告案に対し、オン・テンチョン書記長は生産性が13.7%上昇したにもかかわらず、実質国内総生産（GDP）が13%以上低下したため、不振であった建築業界を例にとり、生産性上昇はかならずしも高収益・高賃金を保証しないと対抗した。つまり、生産性上昇に並行させて、経営者は正しい投資を行なうことが重要である。日本の車産業・半導体産業の発展はその好例である。それゆえ、生産性と賃金の相互関係は、経営者による市場動向を基にした正しい投資、技術の向上が行なわれる日本にのみ成立する、と述べ、経営者側の責任を明確にした。

広 報 欄

** NEW MEMBERSHIP (18TH FEBRUARY 1986)

* LION HOME PRODUCTS PTE LTD
Mr. K. Obayashi (Managing Director)
315, Outram Road #03-02
Tan Boon Liat Building
Singapore 0316
Tel: 2249722 (3 Lines)
Tlx: RS 28368

* NANSHU ENGINEERING PTE LTD
Mr. T. Kiyose
36, Senoko Loop
Singapore 2775
Tel: 7586097
Tlx: 39466 Nanshu

** CHANGE OF ADDRESS & TELEPHONE NO

* MITSUI-SOKO (SINGAPORE) PTE LTD
138, Robinson Road #17-01
Hong Leong Centre
Singapore 0106
Tel: 2226288

* RDS (ASIA) PTE LTD
138, Robinson Road #16-06/07
Hong Leong Centre
Singapore 0106
Maxwell Road P. O. Box 1948, Singapore 9038
Tel: 2213242 (2 Lines)
Tlx: RS 35443 RDSASA

** CHANGE OF NAME OF REPRESENTATIVE

* KDS (SINGAPORE) PTE LTD
From Mr. S. Tamiya to Mr. A. Mori

* TEKKEN CONSTRUCTION CO LTD
From Mr. A. Sato to Mr. Y. Uchida

* ALPS ELECTRIC CO LTD SINGAPORE
From Mr. H. Goto to Mr. N. Narisawa

- * SHINTOM ELECTRONICS (SINGAPORE) PTE LTD
From Mr. H. Ueda to Mr. Y. Ohka
- * FUJIMAK FOOD SERVICE EQUIPMENT (S) PTE LTD
From Mr. H. Katsuki to Mr. T. Kumagai
- * MITSUBOSHI BELTING (SINGAPORE) PTE LTD
From Mr. M. Sakata to Mr. K. Kimura
- * IHI MARINE ENGINEERING (SINGAPORE) PTE LTD
From Mr. K. Nagayama to Mr. K. Isobe
- * SHIMIZU CONSTRUCTION CO LTD
From Mr. T. Shimizu to Mr. K. Nito
- * JDC CORPORATION
From Mr. T. Itoh to Mr. K. Sasaki
- * EPSON ELECTRONICS (SINGAPORE) PTE LTD
From Mr. M. Takahashi to Mr. J. Kaito
- * THE MITSUI TRUST & BANKING CO LTD
From Mr. M. Nakamura to Mr. S. Fujisaki

資料案内

国内一般

シンガポール共和国概要 (1981 年)	S\$ 10
シンガポール共和国移住法	S\$ 15
民法	S\$ 5
刑法 (暫定規定法)	S\$ 10
公益事業法	S\$ 10
JAPANESE AFFILIATED FIRMS IN SINGAPORE	(非会員) S\$ 30
	(会 員) S\$ 15
貿易開発委員会法	(会 員) S\$ 5
	(非会員) S\$ 8

投資関係

資金援助制度の手引き	S\$ 8
法律 15 号 (経済拡大奨励法改正法) 1979 年	S\$ 5

租税・税制

法律第 2 号共和国所得税法改正 (1973 年)	S\$ 5
法律第 13 号 " (1977 年)	S\$ 5
法律第 17 号 " (1980 年)	S\$ 5
法律第 20 号共和国所得税 (改正) 令	S\$ 5
シンガポールとの租税 (所得) 条約	S\$ 5
法律 (改正) 時報第 21 号 (経済拡大奨励法及び所得税法改正法)	S\$ 5
シンガポールの租税	S\$ 15
シンガポールとの租税 (所得) 条約 (二重課税防止条約の一部改正)	S\$ 5

会社法

法律第 1 号 (共和国会社法改正) 1970 年	S\$ 5
法律第 4 号 (共和国会社法改正) 1974 年	S\$ 5
法律第 19 号 1980 年中央厚生年金法告示 (付表の入替)	S\$ 5
法律 16 号 (会社の買収及び合併に関する)	S\$ 5
シンガポール共和国会社法	(会 員) S\$ 60
	(非会員) S\$ 70
シンガポール共和国憲法 (再版)	(会 員) S\$ 10
	(非会員) S\$ 15
国会議員選挙法 (再版)	(会 員) S\$ 10
	(非会員) S\$ 15
シンガポール共和国会社法・1984 年改正法	(会 員) S\$ 20
	(非会員) S\$ 30

為替管理・関税

関税法（1979年関税令）	S\$ 15
法律第6号（為替管理法改正）1976年	S\$ 5
金融業者法	S\$ 10
財務諸表公開原則	S\$ 15

業種別規則

法律第18号工場法改正法（1973年）	S\$ 5
大気汚染防止法（1971年）	S\$ 10

特許・商標・その他

シンガポール共和国特許（実施権）法	S\$ 5
シンガポール共和国商標法	S\$ 10
価格規則法	S\$ 5
1975年水質汚染規則制及排水法	S\$ 10
1971年海洋汚染防止法	S\$ 5
印刷・出版業者法	(会 員) S\$ 2
	(非会員) S\$ 3
ホテル法	(会 員) S\$ 5
	(非会員) S\$ 8

労働関係

労働組合法（1977年）	S\$ 10
法律第3号（共和国労働雇用法改正）1970年	S\$ 5
法律（改正）時報（第25号）	S\$ 5
法律（改正）時報（第26号）	S\$ 5
法律（改正）時報第22号（雇用法並びに労働者補償法）	S\$ 5
法律（改正）時報第23号（中央厚生年金法改正法）	S\$ 5
労働雇用法（1976年幼少年雇用規則）	S\$ 5
法律（改正）時報第24号（中央厚生年金改正法）	S\$ 5
法律（改正）時報第27号（中央厚生年金法を改正する法律）	S\$ 5
シンガポール共和国雇用法（改訂版）	(会 員) S\$ 15
	(非会員) S\$ 20
労働三法（雇用法・組合法・関係法）	S\$ 30

商工会議所出版物

業種別会員名簿（1985/86年）	(会 員) S\$ 15
	(非会員) S\$ 30
月報（各月号）	S\$ 8
最近の労働条件及び福利厚生の実態調査報告書	(会 員) S\$ 10
	(非会員) S\$ 30
タイ国投資環境視察団報告書	(会 員) S\$ 5
	(非会員) S\$ 10
シンガポールにおける企業経営ガイド	(会 員) S\$ 15
	(非会員) S\$ 30

編集後記

円高が進んでいます。日本から円建で商品や材料を輸入する企業にとっては輸入コストの大幅 Up となり、不景気による売上の伸び悩みに追い打ちをかけられるといった厳しい状況下にあります。我々当地で働く駐在員にとっても、円高による日本産品特に食品の値上がりは生活に直接に響くものであり、また、少いながらも保有するシンガポール・ドル資産は最終的に円に転換することを考えれば、昨年と比較して明らかに 30% 以上目減りしていることになります。確かに日本人の持つ高い労働意欲・勤勉さが日本を強国にしたことは間違いありません。しかし、膨大な対日貿易赤字をかかえているとはいえ、強大な軍事力、政治の安定、広大な国土、豊富な資源をもつアメリカの通貨がなぜ安いのかどうもよくわかりません。円の将来はどうなるのか、今後の動向を見守っていきたいと思います。

シンガポール政府も所得税率の引き下げ、C P F の会社負担率の引き下げ等いろんな政策を打ち出し、内需の拡大、国際競争力の回復に力を入れようとしています。我々も不景気や円高に沈むことなくさらに努力を重ね、一日も早く景気を好転させるべく頑張ろうではありませんか。

さて、3月号も盛りだくさんの話題をお送りしました。ご多忙中にもかかわらずご執筆いただきました、**椎屋法久氏**(在シンガポール日本国大使館)、**内山正敏氏**(日本通運)、**高橋良一郎氏**(大昭和製紙)にこの場を借りましてお礼申しあげます。

今月号の担当は、**杉野**(日本人会)、**岡山**(三菱倉庫)、**土田**(村田製作所)でした。

MONTHLY REVIEW

STRICTLY MEMBERS ONLY



M. C. (P) No. 12/4/85

PRINTED BY
GREEN MOUNT PUBLICATION & PRINTING CO.
155 Kallang Way # 02-11/12
Singapore 1334. Tel: 2923831

JAPANESE CHAMBER OF COMMERCE & INDUSTRY SINGAPORE

C.P.F. BUILDING, 79 ROBINSON ROAD, #24-04 (24th Storey) SINGAPORE 0106